

## ○美咲町こうのとり事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、不妊症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、不妊治療のうち治療費等が高額である体外受精及び顕微授精について、治療費等の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、もって不妊治療対策の充実を図ることを目的とする。

### (総則)

第2条 美咲町こうのとり事業については、美咲町補助金等交付規則(平成17年美咲町規則第44号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 法律上の婚姻をしている夫婦をいう。
- (2) 不妊治療 不妊の夫婦が医療機関において不妊症と診断され、その治療行為をいう。
- (3) 治療費等 体外受精又は顕微授精に関する治療費・検査料及び直接治療に必要な受精卵の凍結保存料をいう。ただし、食事代等直接治療に関係ないものは除く。
- (4) 医療機関 不妊に悩む方への特定治療支援事業により岡山県が指定する医療機関をいう。ただし、県外の医療機関は、医療機関の所在地の都道府県知事が指定した医療機関を岡山県が指定したものとみなす。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 夫婦として1年以上経過し、夫婦のいずれかが補助金の交付申請日において本町に住所を有していること。
- (2) 他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていな

いこと。

- (3) 補助金の交付申請日において対象者及び世帯員に町税等の滞納がない者  
(補助対象医療)

第5条 この告示に定める補助対象の不妊治療は、第4条第1項第1号に該当後に開始した治療で、体外受精又は顕微授精で、医療機関で治療を行ったものとする。ただし、次の各号に掲げる治療法を除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療  
(2) 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの  
(3) 夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの

(補助金額及び期間)

第6条 交付する補助金の額は次のとおりとし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 前条に規定する治療に要した額の2分の1とし、1年度あたり30万円を限度とする。ただし、不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱(平成16年8月27日付県対第649号岡山県保健福祉部長通知)により、治療費等の助成を受けるときは、本事業の補助対象となる治療費等は県の助成額を控除した額とする。  
(2) 補助期間は、初回補助から通算5年間とし、1対象者あたり150万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美咲町こうのとり事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 美咲町こうのとり事業受診証明書(様式第2号)  
(2) 不妊治療にかかる医療機関発行の領収書(写し可)  
(3) 戸籍抄本  
(4) 第4条第1項第1号に該当する者の住民票の写し  
(5) 他の自治体からの助成金受給状況申出書

(6) 他の自治体から助成金を受けた場合は決定通知書の写し

(7) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、当該治療にかかる医療費の支払いが終了した日の属する年度の末日までに行わなければならない。ただし、当該年度内に申請ができないと町長が認めた場合はこの限りではない。

3 前項に規定する年度は、申請が行われた日を基準として決定する。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、美咲町こうのとり事業補助金交付(不交付)決定及び確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の規定により補助金を交付することを決定したときは、速やかに申請者に補助金を支払うものとする。この際の請求行為は、申請時に行われたものとみなす。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 補助金申請について不正な行為があると認めたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行し、同日以後において開始した治療について適用する。

附 則(平成21年6月30日告示第44号)

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成24年4月20日告示第21号)

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年7月13日告示第34号)抄

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第2条及び第4条の規程において、平成24年7月8日以前に交付を受けた外国人登録原票記載事項証明書の取扱いについては、なお従前のおりとする。

附 則(平成26年4月1日告示第34—1号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

美咲町こうのとり事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

美咲町長 様

下記のとおり、美咲町こうのとり事業補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、審査にあたり必要な場合には、住民基本台帳等により確認されることを承諾いたします。

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名	㊟		
	住 所		電話番号	
申請者の配偶者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所		電話番号	
婚 姻 年 月 日		年 月 日		
医療機関	住 所			
	名 称			
申 請 金 額		金 円		
補助金振込先	金融機関名	銀行・組合・農協・金庫		支店 出張所
	口座番号	普通 当座		
	ふりがな			
	口座名義人			

※ 添付書類

- (1) 美咲町こうのとり事業受診証明書(様式第2号)
- (2) 不妊治療にかかる医療機関発行の領収書(写し可)
- (3) 戸籍抄本
- (4) 第4条第1項第1号に該当する者の住民票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類  
○岡山県の助成を受けた方は、決定通知書の写し

様式第2号(第7条関係)

美咲町こうのとり事業受診証明書

下記の者について、体外受精又は顕微授精以外の方法によっては妊娠の見込みがないか又はきわめて少ないと思われるため、体外受精又は顕微授精を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称

医療機関の所在地

主治医氏名



受診者	夫	氏名		生年月日	年 月 日
	妻	氏名		生年月日	年 月 日
治療方法		体外受精 顕微授精 (該当に○)			
治療内容					
体外受精・顕微授精を必要とした理由					
今回の治療期間		年 月 日～ 年 月 日			
領収金額 (診療費等)		領収年月日 年 月 日～ 年 月 日 円			

(注) 診療費等は、体外受精及び顕微授精に関する治療費・検査料及び直接治療に必要な受精卵の凍結保存料をいいます。したがって食事代など直接医療に関係ないものは含まれません。

様式第3号(第8条関係)

美咲町こうのとり事業補助金交付(不交付)決定及び確定通知書

美咲町指令第 号  
年 月 日

様

美咲町長 

年 月 日付けで申請のあった美咲町こうのとり事業補助金については、次の  
とおり交付(不交付)します。

記

交付決定額 円

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)